- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとす
- る。 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助 する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業 (2)本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすること
- ができる。

- 10 経過措置 (1) 病児対応型及び病後児対応型については、当分の間、従前の職員配置により実施して差し支えないものとする。 (2) 従来の派遣型一時保育及び施設型 (C型) の実施施設については、 当分の間、従前の例により実施して差し支えないものとする。

## 待機児童解消促進等事業実施要綱

1 送迎保育ステーション試行事業(1)略

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 実施要件
- ① 略
- ② 略
- ③ 略
- 4 略
- ⑤ 略
- ⑥ 略
- ⑦ 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針(<u>平成20年厚生労働省告示第141号</u>)を参考とすること。

(別添4)

### 待機児童解消促進等事業実施要綱

1 送迎保育ステーション試行事業

(1) 事業の目的

居住地と保育所が離れている又は保育所の開所時間が保護者のニーズに合わないといった理由により、保育所の利用が困難となる場合がある。

こうした課題に対応するため、駅前等利便性の高い場所に設置した施設(以下「送迎保育ステーション」という。)において、保育所が開所するまでの間、児童を保育するとともに、送迎保育ステーションから郊外の複数の保育所へ児童を送迎することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

る。 (2) 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。ただし、本事業を保育所を経営する者に委託できるものとする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)(以下「法」という。)第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、居住地と保育所が離れている又は保育所の開所時間が保護者のニーズに合わないといった理由により、送迎保育ステーションによる送迎が必要な児童とする。

(4) 実施要件

- ① 対象児童は、本事業の利用に際し、事前に市町村に登録すること。また、一施設あたりの登録児童数は概ね20人以上とすること。
- ② 事業を担当する保育士を配置すること。送迎保育ステーションでの保育の際は保育士2人以上、バスで送迎する際は保育士1人以上 (運転手を除く。)をそれぞれ配置すること。
- ③ 送迎保育ステーションの開所時間は、朝夕の送迎に要する時間を 含めて1日4時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者 の労働時間、送迎先の保育所等の開所時間及び送迎に要する時間等 を考慮して、市町村の長が定めること。
- ④ 本事業の実施場所は、保育所のほか、継続的な使用が確保される 公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。 ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合 においても、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号 (以下「最低基準」という。)第32条第8号の基準を満たすこと。
- ⑤ 対象児童の送迎を行う場合には、幼児用補助装置(いわゆる「チャイルドシート」)を使用すること。また、送迎経路の設定に当たっては、児童の心身に与える影響を十分に考慮すること。
- ⑥ 子どもの生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎保育ステーション、保護者、保育所の三者間で密接な連絡が取れる体制を整えておくこと。
- ⑦ 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針(平成11年10月 29日児発第799号厚生省児童家庭局長通知)を参考とすること。
- 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経

(7) 略

(5) 略

(6) 略

2 家庭的保育事業 (1) 家庭的保育

① 略

② 実施主体 実施主体は、市町村とする。ただし、家庭的保育者又は保育所若 しくは最低基準第32条から第36条までに規定する基準を満たす 認可外保育施設(以下本事業において「保育所等」 する者に委託するものとする。

③ 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

ア 個人実施型保育

家庭的保育者が、育児・保育に関する技術的な支援等を行う保 育所等(以下「連携保育所」という。)の支援を受けながら、必要 に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者(以下「家庭 的保育支援者」という。)の支援を受け、3歳未満の児童(以下「低 年齢児」という。)を保育する事業

イ 保育所実施型保育

費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法(昭和26年法律 第183号) 第80条第1項の有償運送の許可が必要であること。

⑨ 本事業に支障のない範囲で、保育所又は放課後児童クラブ閉所後 に当該施設の利用児童を、バスで送迎保育ステーション又は夜間受 け入れが可能な保育所に送る事業を併せて実施できるものとする。 この場合、放課後児童クラブの閉所後の利用児童については、小 学校3年生までの児童を対象とする。

(5) 事業の実施手続

① 市町村の長(指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。)及 び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育 所等について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を

整備しておくこと。

(6)費用

① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものと する。

ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業 イ 指定都市及び中核市が実施する事業

② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とするこ とができる。

③ 本事業については、対象経費に建物の賃借料(敷金を除く。)を 含むことができるものとする。

## 2 家庭的保育事業

(1) 家庭的保育

① 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くこと ができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となってい

こうした課題に対応するため、保育所から技術的な支援を受けな がら、保育士又は看護師の資格を有する者(以下「家庭的保育者」 という。)の居宅等において少人数の児童の保育(以下「家庭的保 育」という。)を実施することで、保育サービスの供給を増やし、 もって待機児童の解消を図ることを目的とする。

② 実施主体

実施主体は、市町村とする。ただし、家庭的保育者又は保育所を 経営する者に委託するものとする。

③ 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

ア 個人実施型保育

家庭的保育者が、育児・保育に関する技術的な支援等を行う保 育所(以下「連携保育所」という。)の支援を受けながら、必要 に応じ育児・保育に関する技術的な支援等を行う者(以下「家庭 的保育支援者」という。)の支援を受け、3歳未満の児童(以下 「低年齢児」という。)を保育する事業

イ 保育所実施型保育

家庭的保育者が、当該家庭的保育者を雇用する保育所等(以下「実施保育所」という。)の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業

(4) 略

⑤ 実施要件 ア 略

イ 略

- ウ 家庭的保育支援者の資格要件は次のとおりとする。
  - a 保育士又は看護師の資格を有すること。
  - b 保育所若しくは家庭的保育事業における保育の経験を<u>通算して10年以上有すること又は保育所において主任保育士の経験</u>を有すること。
  - c 家庭的保育者が休暇等を取得することにより保育を一時的に 休止する場合に、家庭的保育者に代わり児童の保育を行うこと ができるよう、アの要件を満たす居宅又は賃貸アパート等、家 庭的保育を実施するために適切と市町村が認めた場所(家庭的 保育者が事業を実施する場所を含む。)を確保すること。
- エ 個人実施型保育の実施要件は次のとおりとする。

家庭的保育者が、当該家庭的保育者を雇用する保育所(以下「実施保育所」という。)の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業

④ 対象児童

本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。

- ア 個人実施型保育の対象児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる低年齢児とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者(以下「補助者」という。)と三親等以内の親族関係にある児童を除く。なお、現に本事業において保育されている児童が年度途中に3歳に達した場合は、当該年度末まで対象とすることができる。
- イ 保育所実施型保育の対象児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童とする。ただし、家庭的保育者 又は補助者と三親等以内の親族関係にある児童を除く。
- ⑤ 実施要件
  - ア 本事業の実施場所については、次のとおりとする。
    - a 家庭的保育者の居宅又は賃貸アパート等、事業を実施するの に適切と市町村が認めた場所とすること。
    - b 児童を保育するための専用の部屋を確保すること。
    - c 児童を保育するための専用の部屋の床面積は、9.9平方メートル以上とし、採光及び換気について良好な状況にあること。ただし、3人を超えて児童を保育する場合は、3人を超える児童1人につき、床面積3.3平方メートル以上を加算すること
    - d 衛生的な調理設備を有すること。
    - e 家庭的保育者の居宅の敷地内に児童の遊戯等に適する広さの 庭を有するか、又は付近にこれに代わる公園、広場、寺社境内 等の開かれた空間があること。
  - イ 家庭的保育者等の資格要件は次のとおりとする。
    - a 家庭的保育者は、保育士又は看護師の資格を有すること。
    - b 家庭的保育者自身に、養育する就学前児童がいない又は介護 を必要とする同居親族等がいないこと。
    - c 補助者については、乳幼児の養育に熱意のある者であって、 連携保育所、実施保育所又は市町村が実施する研修を受講した 者とすること。
  - ウ 家庭的保育支援者の資格要件は次のとおりとする。
    - a 保育士又は看護師の資格を有すること。
    - b 保育所又は家庭的保育事業における保育の経験を10年以上 有すること、又は保育所において主任保育士の経験を有すること。
    - c 家庭的保育者が休暇等を取得することにより保育を一時的に 休止する場合に家庭的保育者に代わり児童の保育を行うための、 アの要件を満たす居宅又は賃貸アパート等、家庭的保育を実施 するために適切と市町村が認めた場所を<u>有</u>すること。
  - エ 個人実施型保育の実施要件は次のとおりとする。
    - a 本事業を実施する市町村内において、保育所入所を待機している低年齢児がいること。

a 本事業を実施する市町村内において、0歳児保育を行う保育 所等があること。

□ 保育する児童の人数は3人以下とすること。ただし、補助者 一 を雇用して2人で保育する場合は、保育する児童の人数は5人 以下とすること。

で 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時配置されていること。

d 家庭的保育者は、市町村と委託契約を締結した連携保育所から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。

e 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携 保育所に配置すること。

<u>「</u>家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者<u>3</u>人から 15人に対し1人の配置を標準とすること。

g 賠償責任保険に加入すること。

才 略

⑥ 連携保育所及び実施保育所の役割 連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとす る。 ア 略

イ 略

ウ 児童の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで利用児童の送迎を行うこと。 なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。

- b 本事業を実施する市町村内において、0歳児保育を行う保育 一所があること。
- 全による児童の人数は3人以下とすること。ただし、補助者を雇用して2人で保育する場合は、保育する児童の人数は5人以下とすること。
- d 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時配置されていること。

c 家庭的保育者は、市町村と委託契約を締結した連携保育所か 一ら育児・保育に関する技術的な支援を受けること。

f 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携 保育所に配置すること。

g 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者6人から 15人に対し1人の配置を標準とすること。

h 賠償責任保険に加入すること。

オー保育所実施型保育の実施要件は次のとおりとする。

a 保育する児童の人数は3人以下とすること。ただし、補助者 を雇用して2人で保育する場合は、保育する児童の人数は5人 以下とすること。

b 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事すること とし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時配置されてい ること。

c 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として実施 保育所に配置すること。

d 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者 6人から 15人に対し1人の配置を標準とすること。

e 賠償責任保険に加入すること。

⑥ 連携保育所及び実施保育所の役割連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとす

る。 ア 児童の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を 有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士 等(以下「担当者」という。)を配置し、緊急時においても相談 ・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制 を整備すること。

また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。

なお、家庭的保育支援者を配置する場合においては、担当者を 配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及 び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。

イ 家庭的保育の申込みを代行するとともに、市町村により保育に 欠ける認定を受けた児童の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋 又は紹介を行うこと。

ウ 児童の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長 保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者 が保育所まで利用児童の送迎を行うこと。

なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送りな行うでは、できること

援者が送迎を行うこともできること。

工略

才 略

力 略

キ 家庭的保育者が保育する児童を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いたり、児童の健康診断を連携保育所又は実施保育所の 入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。

ク略

ケ略

⑦ 略

⑧ 略

エ 家庭的保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。

オ 保育する児童の日々の状況を確認し、児童の状態に応じた適切な保育が行われるよう、保育内容の計画・管理に努めること。

カ家庭的保育者の資質の向上等を図るための集合研修、OJT等

を行うこと。

キ 家庭的保育者が保育する児童を定期的に保育所に招いたり、児童の健康診断を保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。

ク 家庭的保育者が休暇等を取得することにより、家庭的保育を一 時的に休止する場合は、当該家庭的保育者に代わって児童の保育 を行うこと。

ケ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

⑦ 家庭的保育支援者の役割

家庭的保育支援者は、主に⑥のイ、エ、オ及びクの支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。

なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談 ・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

⑧ 留意事項

ア 本事業に従事する者(家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者、担当者等)は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。

イ 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所 が保護者との間で金銭の接受があった場合は、関係法令を遵守す

るとともに、必要な帳簿を整備すること。

ウ 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。 エ 個人実施型保育にあっては、家庭的保育者と連携保育所が一体 的に事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅に おいて少人数の児童を保育するのみの事業は対象とならないこと。 オ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極

的な活用に努めること。

カ利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、そ

の連絡先について周知すること。

キ 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、家庭的保育の状況に懸念される点があった場合には、状況報告の徴収や実地 指導を行うなど重点的な支援を行うこと。

(2) 家庭的保育者等研修

① 事業の目的

家庭的保育者の孤立化の防止、家庭的保育者及び家庭的保育支援者の交流や資質向上等のため、市町村が研修、連絡会議等(以下「研修等」という。)を実施することで、家庭的保育事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

- 3 認可化移行促進事業
- (1)略

- (2) 略
- (3) 実施要件 ① 略

② 実施主体

<u>実施主体は、市町村とする。</u>

(3) 对象者

本事業の対象となる者は、家庭的保育者及び家庭的保育支援者と する

① 実施要件

- 本事業の実施に当たり、以下のような研修等を実施すること a 市町村、家庭的保育者又は家庭的保育支援者が講師、指導者
  - 等を招いて定期的に実施する講習、研修 b 家庭的保育者又は家庭的保育支援者が自主的に課題等を設定 して随時又は定期的に実施する情報連絡会議

研修等は、年間6回以上開催する

- 連携保育所又は実施保育所における保育の実 施や家庭的保育支援者による家庭的保育の実施等といった代替措 実施保育所等は調整するもの 置をとるよう市町村、連携保育所、 できる限り利用者へ支障のないよう配慮すること
- エ 家庭的保育者が研修等に参加することより、 当日の家庭的保育 を休止すること、又は普段と異なる家庭的保育者が保育するこ あるいは普段と異なる場所等において家庭的保育を実施するこ 等について、事前に保護者に連絡の上、了解を得るこ
- (3) 事業の実施手続
  - ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっ ては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること
  - この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を ② この 天心 ヌック 整備しておくこと。

(4) 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものと
  - アー市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業 指定都市及び中核市が実施する事業
- (1) の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担と することができる。
- 3 認可化移行促進事業
- (1) 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことが できるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。 こうした課題に対応するため、認可外保育施設に対して認可保育所 へ移行するために必要な支援・指導を行い、認可保育所へ移行できる よう支援することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童 の解消を図ることを目的とする。

- (2) 実施主体 実施主体は、市町村とする。ただし、本事業を保育所を経営する者 に委託できるものとする。
- (3) 実施要件
  - ① 市町村は、本事業の実施に際し、地域の保育資源として認可保育 所に移行すべき認可外保育施設を認定し、都道府県知事と十分に協 議のうえ、当該認可外保育施設と共に認可化移行計画を策定するこ

② 本事業の対象となる認可外保育施設は、市町村が地域の保育資源として認可保育所に移行すべきと認定した施設であって、次の要件をすべて満たす施設とする。

ア 法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童 が多く存在する地域に所在している施設であること。

イ 認可保育所への移行について、意欲のある施設であること。

- ウ 設備基準や職員配置基準について、最低基準に定める保育所の 基準を概ね満たしており、都道府県等が実施する立入調査におい て指摘事項がないなど、運営や保育内容について一定の水準を確 保している施設であること。
- エ 本事業及び本通知の別添6「保育環境改善等事業実施要綱」に 基づく認可化移行環境改善事業(以下「認可化移行環境改善事業」 という。)を実施することにより、認可保育所への移行が可能な施 設であること。
- オ 市町村が策定する認可化移行計画に協力的な施設であること。

④ 略

③ 略

と。 ② 本事業の対象となる認可外保育施設は、市町村が地域の保育資源 として認可保育所に移行すべきと認定した施設であって、次の要件 をすべて満たす施設とする。

ア 法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童 が多く存在する地域に所在している施設であること。

イ 認可保育所への移行について、意欲のある施設であること。

- ウ 設備基準や職員配置基準について、最低基準に定める保育所の 基準を概ね満たしており、都道府県等が実施する立入調査におい て指摘事項がないなど、運営や保育内容について一定の水準を確 保している施設であること。
- エ 本事業及び本通知の別添5「保育環境改善等事業実施要綱」に 基づく認可化移行環境改善事業(以下「認可化移行環境改善事業」 という。)を実施することにより、認可保育所への移行が可能な施 設であること。

オー市町村が策定する認可化移行計画に協力的な施設であること。

③ 認可保育所への移行に必要な支援・指導とは、次に掲げる内容をいう。

アー保育の内容についての支援・指導・確認

保育所保育指針の理解など、保育士による保育の内容について の助言指導

イ 施設運営についての支援・指導・確認

専門家による帳簿の管理、人事管理、会計処理等についての助 言指導

ウ 児童の健康管理についての支援・指導・確認 健康診断の実施に関する助言指導や保健師等による相談指導の 実施

エ 献立表の作成や食事内容についての支援・指導・確認 栄養士による栄養所要量を踏まえた献立表や食事内容について の助言指導

オ 関係法令遵守のための支援・指導・確認 用途変更手続きが必要な場合の専門家の助言指導や耐震診断の 実施

カ その他認可保育所へ移行するために必要な支援・指導・確認

④ 市町村は、次の事項を定めた認可化移行計画を策定するものとす る。

アー目標年次

イ 認可されるために取り組むべき課題

ウ イの課題に対する毎年度の具体的な活動計画

エ 認可保育所へ移行するために必要な経費及びその活用方法

⑤ 留意事項

ア 認可化移行計画の期間は最長3年とし、認可化移行計画の期間 が年度をまたがる場合には、前年度の活動計画の達成状況及び本 事業にかかる経費の活用実績を検証すること。

また、前年度の活動計画の達成が著しく遅れており、事業実施主体である市町村が、次年度以降に継続して本事業を実施しても認可保育所に移行することが困難であると認めた場合、またはやむを得ない事由により事業の継続が困難となった場合には、速や

(5) 略

(6) 略

(7) 略

#### 4 保育所分園推進事業

(1) 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。こうした課題に対応するため、定員規模が30人未満である保育所分園を設置する保育所に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、保育所分園等の設置促進を図り、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。

#### (2) 略

(3) 実施要件

本事業の対象となる保育所は、平成10年4月9日児発第302号 通知「保育所分園の設置運営について」に基づく保育所分園とする。 かに本事業を中止すること。

- イ 認可化移行計画に基づき、認可保育所への移行を図るためには、 年度ごとの活動計画が着実に達成されることが重要であるため、 前年度の活動状況に対する分析を行い、フォローアップを行う必 要があること。
- ウ 本事業は、認可化移行計画に基づき、市町村が雇い上げた保育 士による保育内容等についての助言指導のほか、認可保育所への 移行に必要な諸準備のための支援・指導を行うものであるが、本 事業を実施するのに適当と認めた認可保育所に委託することも差 し支えないこと。
- エ 本事業は、認可化移行環境改善事業と併せて実施できるものとする。
- (5) 事業の実施手続
  - ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。
  - ② この実施要綱の要件に適合する認可外保育施設等である旨の必要な書類を整備しておくこと。
- (6)費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業
- (7)補助金の返還

本事業終了時において、認可外保育施設が認可保育所へ移行することができなかった場合であって、実施主体の責めに帰すべきと認められる場合は、国庫補助金を返還させることができるものとする。

#### 4 保育所分園推進事業

(1) 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。こうした課題に対応するため、定員規模が30人未満である保育所分園を設置する保育所や保育所以外の利便性の高い場所で一時保育、特定保育を実施する施設に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、保育所分園等の設置促進を図り、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。

(3) 実施要件

本事業の対象となる保育所は、次に掲げるものとする。 ア 平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく保育所分園

- イ 保育所以外の場所で次の事業を実施する施設
  - a 本通知の別添1 「一時・特定保育等事業実施要綱」に基づく 一時保育促進事業
  - b 本通知の別添1「一時・特定保育等事業実施要綱」に基づく 特定保育事業

(4) 略

(5)略

5 (略) (4) 事業の実施手続

① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっ ては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整 備しておくこと。

(5) 費用 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとす

① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助 する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

## 5 保育所体験特別事業

(1) 事業の目的

ベビーホテル等の認可外保育施設を利用する親子や適切な保育を必 子等に保育所を開放し、定期的な保育所体験を実 施するとともに、保育所入所児童との交流、児童の発達状況の確認、 保護者への相談・助言を通じて、認可外保育施設等を利用する子育で 家庭の支援を行い、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。

(3) 対象者

本事業の対象となる者は、普段認可保育所を利用していない親子を 対象とするものとする。

(4) 実施要件

① 対象者が利用しやすい日(土日祝日も可)を選定して月1回以上 実施すること。

② 児童の発達状況の観察や保護者からの聞き取り等により、対象と なる親子の抱える悩みや問題点を的確に把握するとともに、指導の ための計画を策定の上、必要な支援を行うこと。

③ 対象となる児童に対しては、集団活動を通じた子ども同士の関係 づくりや基本的な生活リズムの習得などの効果が期待される計画の

策定に配慮すること

④ 対象となる保護者に対しては、離乳食等の調理方法や食事の食べ させ方、絵本の読み聞かせ等の遊びの習得、子どもの発するサイン の理解などといった効果が期待される計画策定に配慮すること。

⑤ 本事業は、認可保育所を利用していない親子を対象とするもので あり、特にベビーホテルを利用している親子や引きこもり親子等が

本事業に参加しやすいよう、積極的に働きかけること。

⑥ 市町村及び本事業を実施する保育所は、広報誌等による広報のほ か、母子健康手帳の配布や1歳6か月健診等の機会をとらえて周知 の徹底に努めるとともに、関係機関との連携に努めること。

(5) 留意事項

① 本事業は、親子の育ちを計画的に支援することを目的としたもの であり、単に地域住民に保育所や園庭を開放する事業及び入所児童 との交流を行う事業は対象とならないこと。

② 地域子育て支援拠点事業を実施する市町村にあっては、それぞれ

の事業が効果的に連携するよう配慮すること。

6 (略)

-399-

(6) 事業の実施手続

① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(7)費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとす る。

- ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- 6 認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- (1)事業の目的

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村とする。

(3) 対象者

本事業の対象となる者は、認可外保育施設に勤務する保育士及び調理担当職員とする。

(4) 実施要件

① 感染症罹患の有無を発見するため、市町村が受診の必要を認める 検査項目について健康診断を行うこと。

② 感染症等に係る健診については、既存の健診制度を活用するなどして柔軟に実施すること。

(5)事業の実施手続

① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(6)費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業

(別添6)

保育環境改善等事業実施要綱

1 (略)

2 (略)

3 対象事業

本事業の対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境 改善事業」とする。

(1) 基本改善事業

既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置する事業で、 次に掲げるものとする。

- ① 保育サービス提供施設設置促進事業 保育の需要が高い地域において、保育所、保育所分園等を実施す る施設を設置するため、既存施設の改修等を行う事業。ただし、公 立の保育所、保育所分園の改修等を行う事業は除く。
- ③ 病児·病後児保育事業(体調不良児対応型)環境改善事業 本通知の別添す「病児・病後児保育事業実施要綱」の3の(3) に基づく事業(以下「病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)」 という。) の実施に必要な保育所の改修等を行う事業。

(2) 略

(略)

(別添5)

# 保育環境改善等事業実施要綱

1 事業の目的

駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用して、保育所や保 育所分園等を設置するなど保育を実施する施設の設置を促進し、もっ て児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は保育所を経営 する者とする。

対象事業

本事業の対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境 改善事業」とする。

(1) 基本改善事業

既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置する事業で、 次に掲げるものとする。

- 保育サービス提供施設設置促進事業 保育の需要が高い地域において、保育所、保育所分園等を実施す る施設を設置するため、既存施設の改修等を行う事業。
- 認可化移行環境改善事業 市町村が地域の保育資源として認可に移行すべきと認定した認可 外保育施設に対して、認可移行のために必要な改修等を行う事業。
- ③ 病児・病後児保育事業 (体調不良児対応型) 環境改善事業 本通知の別添3「病児・病後児保育事業実施要綱」の3の(3) に基づく事業(以下「病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)」 という。) の実施に必要な保育所の改修等を行う事業。
- (2) 環境改善事業

利用者へのサービスの向上等のため、既存の事業実施施設の改修等 を行う事業で、次に掲げるものとする。

① 保育所障害児受入促進事業

既存の保育所又は保育所分園において、障害児を受け入れるため に必要な改修等を行う事業。

② 分園推進事業

保育所分園の設置を推進するために必要な設備の整備等を行う事

- ③ 病児·病後児保育事業(体調不良児対応型)推進事業 病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を実施するために必 要な設備の整備等を行う事業。
- 4 対象事業の制限

(1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象としないこと。

- (2) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕は、本事業の対象としな いこと。
- (3) 本事業の実施については、保育所障害児受入促進事業を除き、1施

5 (略)

6 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (1) 市町村が実施する事業<u>又は助成する事業</u>に対して都道府県が補助する事業

(2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

7 (略)

別紙 (略)

設につき1回限りとすること。

(4)保育サービス提供施設設置促進事業について、既存施設の改修を伴わない設備の整備(備品の購入等)のみの場合は、本事業の対象としないこと。

(5)保育サービス提供施設設置促進事業及び分園推進事業については、 当該年度中、又は翌年度4月1日に開設される施設のみを対象とする

こと。

(6)病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)環境改善事業及び病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)推進事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業の実施を予定している保育所を対象とする

> }

(7)保育所障害児受入促進事業については、当該年度中、又は翌年度中に障害児の受入れを予定している保育所を対象とすること。

(8)保育サービス提供施設設置促進事業において、保育所又は保育所分園を設置する場合に限り、必要に応じて、保育所障害児受入促進事業と併せて実施することができるものとする。

5 事業の実施手続

(1)市町村の長(指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。)及び 特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等 について都道府県知事に十分協議すること。

(2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整

備しておくこと。

6. 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(1) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

(2) 指定都市及び中核市が実施する事業

7 補助金の返還

認可化移行環境改善事業については、事業実施後3年を経て、認可外保育施設が認可 保育所へ移行することができなかった場合であって、実施主体の責めに帰すべきと認められる場合は、国庫補助金を返還させることができるものとする。

別紙 (略)